

随意契約理由書

工事名：阪南港 漂流物緊急撤去工事

阪南港沖においてクジラの死骸が漂流する事案が発生し、これにより船舶の安全航行に支障をきたしていることから、水上警察より至急撤去するよう依頼があり、さらに、このまま漂流を続けると悪臭と腐敗物による漁業への影響も懸念されるため、早急に撤去工事を実施する必要性が生じた。

本工事は緊急性が非常に高く、かつ見積書を徴取する時間的余裕がなく、直ちに発注しなければ海上運航及び漁業に支障をきたす。

以上のことから、当該工事に精通し、かつ運搬する台船等を含む資材を迅速に調達することができるセイホ工業株式会社に地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により、随意契約を締結するものです。